

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

利用の手引

令和8年 7月

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

1 処分場の概要

(1) 処分場の案内	1
(2) 利用できる事業者	2
(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類	2
(4) 受入基準	3
(5) 埋立処分費用	4
(6) 受入量の上限について	4

2 利用するための事務手続

(1) 手続方法	5
(2) 必要な添付書類について	7
パターン① 工事の請負業者が届出する場合	7
パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合	7
パターン③ それ以外の事業者が届出する場合	7
(3) 搬入可能期間	8
(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続	9

3 処分費用の支払い

(1) 現金払い	10
(2) 後納払い	10

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順	12
(2) 搬入廃棄物の受入不可措置	15
(3) 受入停止措置	15

5 石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義	16
(2) 搬入届出手続について	16
(3) 運搬・搬入方法	17
(4) 搬入物検査及び違反時の措置	17

6 管理型産業廃棄物の事前承認手続

(1) 事前承認の手順	18
(2) 分析方法	20
(3) 分析項目	21
(4) 判定基準	22

〈巻末資料〉

～様式、記入例及び受入品目の具体例～

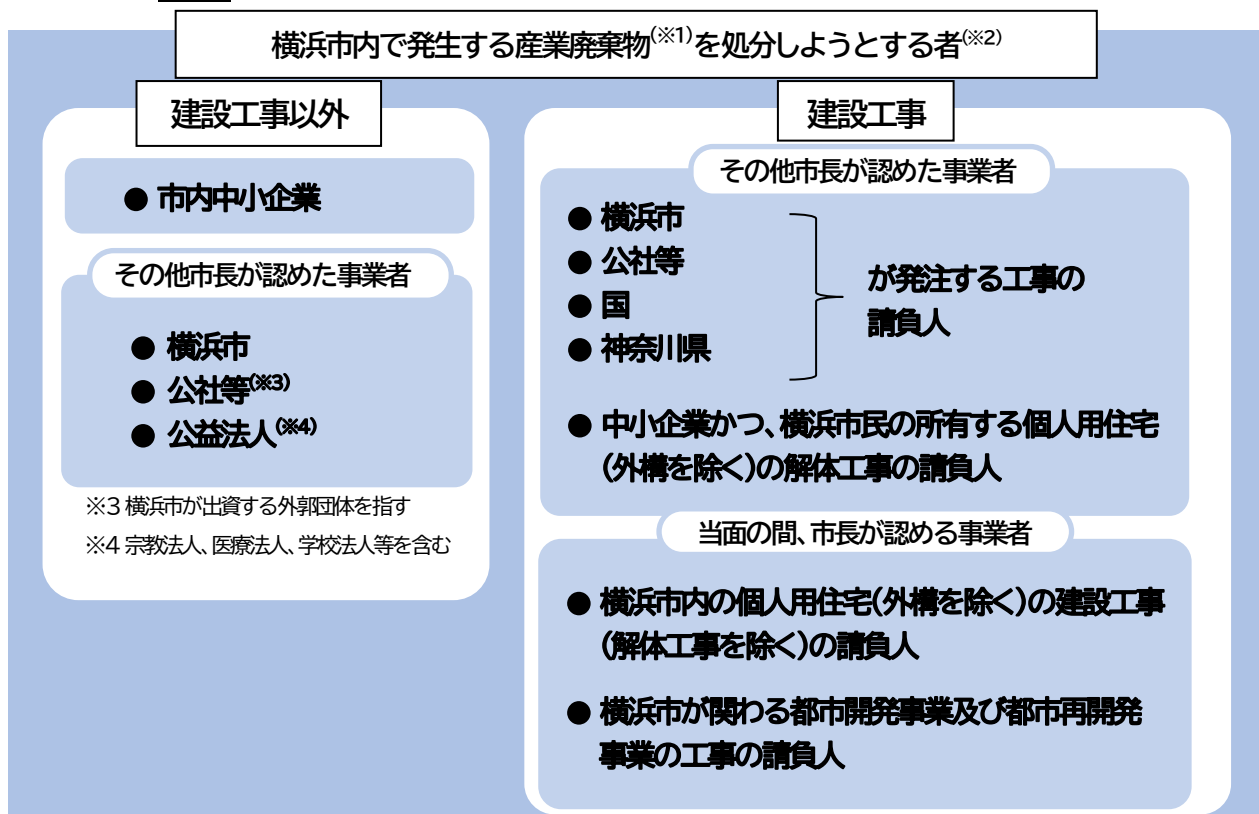
1 処分場の概要

(1) 処分場の案内

住所 連絡先 (管理事務所)	〒231-0816 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 TEL 045(625)9647 FAX 045(625)9648	
地図		
受付時間	・＜現金払い＞と＜後納払い＞で退場時刻が異なりますので、御注意ください。 ・入場してから退場するまでに 30 分程度かかります。 ・最終退場時刻までに入・退場できるよう時間に余裕を持って来場してください。	
	現金払いの場合	後納払いの場合
	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)
休業日	日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(原則、12月29日から1月3日までですが、ホームページで御確認ください。)	
受入時間や休業日については、次の場合、変更したり、一時閉鎖したりする場合があります。		
① 台風・大雨・強風等の気象状況により受入できない場合 ② 処分場の埋立状況、事故等により受入できない場合 ③ その他管理事務所長が特に必要と認めた場合		
臨時休業等当日の運営情報は公益財団法人横浜市資源循環公社のホームページで御確認ください。		
横浜市資源循環公社		検索

(2) 利用できる事業者

下図の「●」に該当する場合に利用できます。

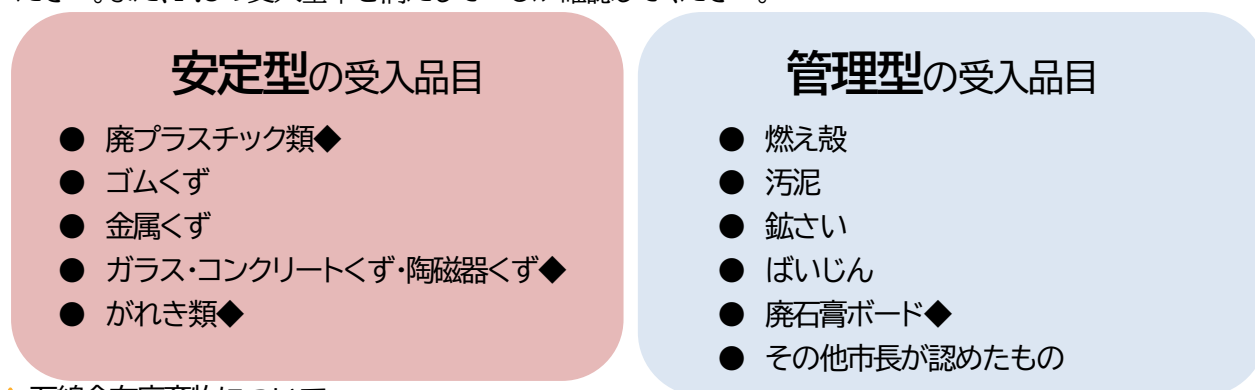


※1 市外で生じた廃棄物を中間処理したものは当処分場には搬入できません。

※2 搬入届出書は排出事業者が提出してください。収集運搬業者、下請業者が書類の提出にきた場合、書類を受け取りません。(⇒P.6 参照)

(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

埋立処分できる産業廃棄物の種類は下図のとおりですが、埋立処分の前に、再資源化、焼却等を検討してください。また、P.3の受入基準を満たしているか確認してください。



⚠ 石綿含有廃棄物について

図中で◆が付いている品目に関しては石綿含有廃棄物も受入可能です。

ただし、当処分場の受入基準を満たすために破碎した場合は搬入をお断りします。収集、運搬の際は、破碎せずそのまま運ぶようにしてください。(詳細はP.16 参照)

⚠ 受入できない品目

- ・特別管理産業廃棄物の廃石綿等
- ・水銀廃棄物(廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等)
- ・建材に再生できるコンクリートがら、スクラップになる金属くず等のリサイクル可能なもの

(4) 受入基準

「横浜市が処分する産業廃棄物(平成 30 年 4 月 25 日横浜市告示第 324 号)」のとおり、当処分場に廃棄物を搬入する際には受入基準等が定められています。

産業廃棄物の種類 ^{※1} 受入基準		燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類	その他特に市長が適宜と認めたもの
1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	油分が付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水中に投じて油膜が生じないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水中に投じて浮遊しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	毒物及び劇物 ^{※2} が付着し、又は混入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	中空の状態でないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	大きさ等 おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又は おおむね最大径 30 cm 以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの					○	○				
								○	○	○	○
				○							
9	熱しゃく減量 15 %以下	○									
10	粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの	○	○								
11	水分 85 %以下であって、流動性がないもの		○								
12	有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 %以下にしたもの		○								
13	あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの				○						
14	理化学分析の結果が判定基準に適合するもの	◎	◎	◎	◎						◎
15	感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの	焼却処理後の残さ物は、燃え殻又はばいじんとなります。									

表中 14 に関しては、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続(P.18)が必要です。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に規定する廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物並びに同施行令第 2 条の 4 第 5 号に規定する廃石綿等に該当するものを除く。

※2 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

(5) 埋立処分費用

支払方法はP.10へ

	産 業 廃 棄 物 の 種 類		処 分 費 用 単 価
安 定 型	廃プラスチック類		1kg につき 13 円 (税込)
	金属くず		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃石膏ボードを除く	
	ゴムくず		
	がれき類		
管 理 型	汚 泥	建設汚泥	1kg につき 15 円 50 銭 (税込)
		汚泥(建設汚泥を除く)	
	燃え殻		
	ばいじん		
	鉱さい		
	廃石膏ボード		

※1 石綿含有産業廃棄物の処分費用
石綿を含有する産業廃棄物の費用は、含有していない場合と同額です。

※2 費用の算定
埋立処分費用は、処分場の計量器(トラックスケール)により計算された搬入量に上表の単価を乗じた金額となります。

(6) 受入量の上限について

パターン① 公共工事の場合

一工事当たりで上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/工事 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/工事 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/工事 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉱さい | 100t/工事 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |

パターン② 公共工事以外の場合

届出する会社・団体ごとに、年度当たりの上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/年度 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/年度 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/年度 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉱さい | 100t/年度 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |

2 利用するための事務手続

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を利用する際は、あらかじめ所定の様式を用いて届出を行う必要があります。

(1) 手続方法

STEP1 届出様式の入手

ホームページから最新の届出様式をダウンロードしてください。旧様式の場合、受取をお断りする場合があります。なお、届出様式については公益財団法人横浜市資源循環公社又は事業系廃棄物対策課でもお受け取りいただけます。

南本牧届出書

検索

STEP2 提出書類の作成

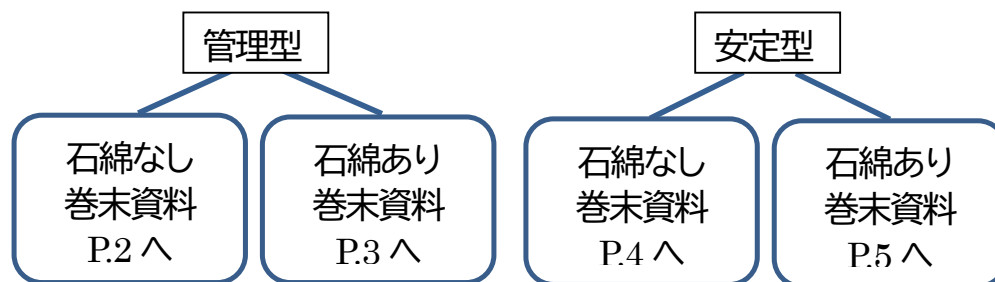
手引き末にある記入例を参照して、以下の書類に必要事項を記入してください。

① 産業廃棄物
搬入届出書

② 附属書

③ 必要な添付書類

①は搬入物の性質により以下の図の4種類の中から選択します。



【作成時の注意事項】

- 届出書の押印には必ず法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を用いてください。
- ①、②は必ず1組で作成してください。(①が2枚(2種類)なら、②も2枚)
- ③は排出事業者によって異なるため、P.7「必要な添付書類について」を参照してください。
- 同一工事又は中間処理で2枚以上の届出書を提出する場合、③は1部のみで構いません。
- 処分費用の後納支払い(納入通知書による後払い)を希望する場合、**産業廃棄物処分費用後納承認申請書**を作成してください。(詳細はP.10、11)
- 鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- 次年度分の受付は3月1日からになります。

STEP3 書類の提出

【提出先】公益財団法人 横浜市資源循環公社

〒231-0015
横浜市中区尾上町1丁目8番地
関内新井ビルディング 4階

TEL 045(223)2021
FAX 045(223)2027
URL <http://shigenkousha.or.jp>

(アクセス)

JR 関内駅より徒歩2分
横浜市営地下鉄関内駅1番出口より
徒歩1分

(受付時間)

8時45分～12時、13時～17時
(※土日祝日、年末年始を除く)
(手続きには15分程度かかります。17時までに手続きが終了する時間に来場してください。)



【届出期限】搬入希望日の3営業日前

(実際に搬入可能となるのは、提出日から3営業日後です。)

※届出者(排出者)が窓口にお越しください。届出者以外(収集運搬業者、下請業者等)が書類の提出に来た場合、書類を受け取りません。

【窓口での確認事項】

- ・ 記載事項及び添付書類の漏れ、不足が無いかな。
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合のおそれが無いかな。



要件不足の場合、搬入できません。

STEP4 搬入確認書の受取

窓口での確認後、要件が足りていれば、その場で産業廃棄物搬入確認書(下図)が交付されます。産業廃棄物搬入確認書は、申請した搬入車両台数分だけ交付されます。処分場搬入の際、搬入車両ごとに提出してください。

19	
南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場 産業廃棄物搬入確認書 (管理型 現金)	
日付	年 月 日
理立承認番号	0 0 0 0 0001 09999
届出者	公益財団法人横浜市資源循環公社
種類	150 廃棄物
(1種類のみで可)	
収集運搬業者	自己搬入
(車台欄に〇を記入)	
搬入期間	2019年06月25日から2020年03月31日まで
(注) 支店・支所・支店に記入して下さい。 ※ 大規模な搬入を希望する場合はお問い合わせください。	
南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場 中区南本牧3番1、4番1地先 TEL.045-255-0647	
(公社)	

公社用、事務所用、届出者用の3つがA4用紙1枚に印刷されたものを交付します。

△切り取らずに使用してください△

(2) 必要な添付書類について



パターン① 工事の請負業者が届出する場合

- 1) 契約書(発注者及び請負者押印済の物、電子契約の場合は押印不要)のコピー
- 2) 工事設計変更指示書等のコピー(工期延長がある場合のみ)
- 3) 現場周辺図
- 4) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 5) 公共工事以外の工事については、事業系廃棄物対策課に提出した建設工事に係る 資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の「届出書(様式第一号)」,又は横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく「解体工事届出書」のコピー(届出対象工事の場合のみ)
- 6) その他本市が提出を指示する書類等

パターン② 産業廃棄物中間処理業者が届出する場合

- 1) 産業廃棄物処分業許可証のコピー
- 2) 搬入予定廃棄物に関連する中間処理施設の処理方法や処理後物の状態がわかるカタログ、写真又は図面 ※処理方法が明確にわかるもの

1)、2)は、搬入廃棄物の形状等を把握し、処分場受入基準に不適合のおそれがないかの確認及び搬入廃棄物が確実に中間処理されたものであることを判断するための書類です。

- 3) 中間処理委託契約書のコピー
※南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入予定の物のみ
- 4) 搬入廃棄物内訳書(記載例は P.8 を参照)

3)、4)は、中間処理前の廃棄物が横浜市内発生物であることの確認及び搬入量が処分場受入上限を超えるおそれがないことの確認のための書類です。

※受入上限に関しては P.4 へ

- 5) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 6) 収集運搬業許可証のコピー(自社運搬の場合も含む)
- 7) その他本市が提出を指示する書類等

パターン③ それ以外の事業者が届出する場合

- 1) 排出事業場(発生場所)の周辺図
- 2) 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- 3) その他本市が提出を指示する書類等

〈搬入廃棄物内訳書 ～作成例と手順～〉

1. 委託契約書の番号付け

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へ搬入する分の「中間処理委託契約書のコピー」それぞれに番号を付けてください。その際は、必ず確認しやすいように契約書のコピーの右上に番号を記載してください。

2. 搬入廃棄物内訳書の作成

下図のように南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場への搬入予定量を一覧表にしてください。

搬入廃棄物内訳書									
契約書	廃石膏ボード			がれき類			廃プラスチック類		
	容量	比重	処分量	容量	比重	処分量	容量	比重	処分量
No.1	10 m ³	1.5	15t	20 m ³	1.7	34t	10 m ³	1.1	11t
No.2	—	—	10t	—	—	100t	—	—	10t
No.3	—	—	—	—	—	—	30 m ³	1.1	33t
No.4	10 m ³	1.5	15t	—	—	10t	—	—	—
合計	—	—	40t	—	—	144t	—	—	54t

※1 処分量は、t(トン)単位で作成してください。

※2 作成例で使用されている比重はあくまでも例示です。

(3) 搬入可能期間

【搬入期間開始日】

書類提出日の3営業日後

【搬入期間終了日】

工事請負業者：工事請負契約書等に記載されている契約期間の最終日

中間処理業者：中間処理委託契約書に記載されている契約期間の最終日

それ以外の事業者：申請年度の末日

※ 年度を跨ぐ契約期間の場合は申請年度の末日とする。

※ いずれの場合も、休業日に当たる場合は直前の営業日とする。

(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続

搬入届出書の記載事項に変更が生じた場合、変更事由によって所定の手続等が必要となります。なお、必要な手続を執らずに南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入した場合、搬入廃棄物の受入が認められませんので御注意ください。

【新規の搬入届出が必要な場合】

- ・搬入量の増加
- ・搬入期間の延伸
- ・搬入廃棄物の種類の追加又は変更
- ・マニフェストを紙(または未使用)から電子へ変更
- ・搬入台数の増加(届出後に既に搬入したことがある場合)
- ・収集運搬業者の追加・変更(届出後に既に搬入したことがある場合)

【追加書類の提出等が必要な場合】

- ・自己運搬車両の追加又は変更
⇒車両番号と車両重量を資源循環公社まで FAX(045-223-2027)でお送りいただいた上、お電話(045-223-2021)ください。
- ・搬入台数の増加(搬入量の変更が無く、届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒産業廃棄物搬入届出書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書を持って、資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しの上、搬入番号と台数増加の理由をお伝えください。
- ・収集運搬業者の追加・変更(届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒産業廃棄物搬入届出書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書及び追加・変更する収集運搬業者の収集運搬業許可証のコピーを持って資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しください。
- ・マニフェストを電子から紙(または未使用)へ変更(届出後に一度も搬入していない場合に限る)
⇒産業廃棄物搬入届出書、附属書及び届出時にお渡しした産業廃棄物搬入確認書を持って資源循環公社の窓口(P.6 参照)までお越しください。
- ・収集運搬業許可証の有効期限に関する添付書類の差し替え
⇒搬入届出時に添付した「収集運搬業許可証」の有効期限が、搬入届出の期限よりも短い場合は、許可証の更新後に新しい許可証の写しを、事業系廃棄物対策課へ提出してください。

※上記以外の場合は、事業系廃棄物対策課(045-671-2547)にお問い合わせください。

3 処分費用の支払い

支払方法は原則現金払いまたはキャッシュレス決済(電子マネー、クレジットカード)ですが、資格基準を満たす場合は後納払いも可能です。

(1) 現金払い・キャッシュレス決済

搬入時に管理事務所で現金またはキャッシュレス決済利用により支払います。ご利用いただけるキャッシュレス決済については、下記リンク先から確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo.html>

【注意事項】

- ・ クレジットカードでの支払いは、「1回払いのみ」です。
- ・ **複数の決済方法による併用はできません。**
- ・ 窓口でのチャージはできません。
- ・ ギフトカードは利用できません。
- ・ 支払い手続完了後の返金はできませんので注意してください。
- ・ 会計時に、利用になる決済のブランド等を職員にお伝えください。
- ・ アプリのダウンロード・利用にかかる通信料は、利用者の負担となります。
- ・ スマートフォンアプリの設定等に関するお問い合わせは、各事業者へお願いします。

(2) 後納払い (【資格基準】を満たし、事前に申請をした場合)

搬入後に納入通知を受け、期限までに所定の金融機関に納付します。

【資格基準】

排出者が下記①～④のいずれかに該当する場合、後納払いが利用できます。

- ① 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人。
- ② 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ③ 国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が2トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ④ 公共事業の請負者以外の者が、自らの事業場から発生する産業廃棄物を搬入する場合のうち、以下の全てを満たす者。
 - ・ 横浜市内に事業の拠点を有する者。
 - ・ 継続的に搬入を行い、搬入届出量が20トン以上である者。
 - ・ 処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。

※トン数について

申請時に、発生場所が同一(同一工事)の産業廃棄物搬入届出書が複数(安定型、管理型、石綿含有の有無による全4種類)ある場合、搬入届出量を合算した重量で判断します。

※「**処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの**」とは次の基準を満たす者とします。

【法人の場合】次のいずれかを満たす者

- ・直近期の貸借対照表において債務超過の状態でないこと
- ・直近期の損益計算書において経常利益及び当期純利益が計上されていること

【個人の場合】

- ・直近期の所得税に未納額がないこと

※上記確認のために必要な提出書類はP.11で確認してください。

【後納払い申請書類の作成方法】

手引き末の記入例を参照して、産業廃棄物処分費用後納承認申請書と添付書類を作成し、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印して産業廃棄物搬入届出書と併せて提出してください。

【必要な添付書類】

- 1) 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)
- 2) 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)
- 3) 直近の期の貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は直近の期の所得税の納税証明書の写し ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は不要
 - ・ 公共事業のうち横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件も含む)を今年度に受注している
 - ・ 今年度、別の工事等で後納承認申請書を提出している
 - ・ 届出者が横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人

【後納支払い方法】

搬入届出書ごとに1か月分(月末締め)の処分費用を集計し、翌月の 10 日前後に納入通知書が申請者(申請書当該欄に記載された住所)に届きますので、所定の金融機関にて納付してください。

⚠ 【納期限】：搬入月の翌月末 ⚠

【納付の遅延があった場合】

- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入を全て停止とします。後納停止期間は横浜市が指定した日から1年間です。
- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入の停止は文書により通知します。
- ・ 後納払いによる継続搬入が停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却していただきます。また、搬入停止となったものについて現金払いによる搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物搬入届出書を提出する必要があります。
- ・ 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金(指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記の割合を乗じて計算したもの)も併せて徴収します。

延滞金の割合:特例基準割合(各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として各年の前年にの 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合)に、年 7.3%を加算した割合
- ・ 督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、期限の利益を失い、一括で納付する必要がある場合があります。
- ・ 上記措置を講じた場合、本市発注工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。

また、納付の遅延があった場合以外に、後納継続搬入者が何らかの理由により資格基準を満たしていないことが判明した場合、後納払いを停止します。

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順 ※P.13 の注意事項と合わせて確認の上お越しく下さい。

STEP1 ▶ 車両待機場で荷台のシート掛けを自ら外し、積載廃棄物が確認できる状態にする。

STEP2 ▶ 搬入物検査を受ける。

(1) 燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじんの場合

抜き取り検査台に進行し、目視検査と抜き取り検査を受けた後、計量器に進行する。

(2) 安定型産業廃棄物、廃石膏ボードの場合

荷台側面からの目視検査後、計量器に進行し、ビデオモニターによる真上からの目視検査を受ける。

※ 検査の結果、受入が不相当と判断された場合、搬入物を持ち帰っていただきます。

STEP3 ▶ 車両から降り、管理事務所の受付に以下の書類を提出する。

- ・産業廃棄物搬入確認書(届出時に窓口で受け取ったもの)
- ・産業廃棄物管理票及びその写し(任意、提出しない場合はその旨を伝える)
- ・マニフェスト番号が確認できるもの(電子マニフェスト使用時)

STEP4 ▶ 係員の指示で車両を搬入場所まで移動し、廃棄物を投入する。

※ 投入時に、受入が不相当と判断される廃棄物が混入していた場合、投入物を持ち帰っていただくことに加えて、以降の搬入も停止させていただきます。

STEP5 ▶ 指定された経路で速やかに退出する。その際、洗車場を通過してタイヤの付着物を洗い落とすこと。

STEP6 ▶ 再度計量器に進行し、管理事務所にて処分費用の手続をする。

(1) 現金払いの場合

処分費用を支払い、領収書と下枠内の書類を受け取る。

(2) 後納払いの場合

下枠内の書類を受け取る。支払方法については P.10(2)参照。

- ・産業廃棄物搬入確認書(控え用)
- ・計量伝票
- ・産業廃棄物管理票【押印後】(STEP3で提出した場合)

※ 最後の搬入時に、搬入確認書が余っている場合は返却すること。

〔例：当初搬入車両5台で申請したが3台で搬入が終わった場合、余った2枚を管理事務所受付で返却する。〕

【搬入時の注意事項】

① 搬入する産業廃棄物に関して

- ・ 受入基準に不適合の物は搬入しないこと(受入基準については P.3 参照)
- ・ あらかじめ届け出た産業廃棄物以外は搬入しないこと
- ・ 異なる種類の産業廃棄物を混載しないこと
- ・ 事前承認が必要な産業廃棄物の場合、承認期限が切れている物は搬入しないこと
(事前承認については P.18 参照)

② 搬入車両や荷姿に関して

- ・ 原則として搬入物が容易に確認でき、ダンピングができる車両で搬入すること
(手に持てるサイズの袋を数袋程度であれば乗用車等での搬入を認める場合もあります。その場合は事業系廃棄物対策課へ事前にお申し出ください。)
- ・ パッカー車やバキューム車での搬入はしないこと
- ・ 荷姿としてフレコンバッグ詰めはしないこと
- ・ 石綿含有産業廃棄物以外の廃棄物はばら(袋詰めしない)で搬入すること
- ・ 産業廃棄物収集運搬車には表示義務があります。詳細は下記 URL を参照してください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/>

※ 上記要件を満たさない車両や荷姿での搬入は当処分場では認めていません。
他の処分場での処分をご検討ください。

③ 場内の通行等に関して

- ・ 処分場までの運搬では、一般の交通ルール及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運搬基準を遵守すること
- ・ 受付時間(P.1 参照)を厳守し、処分場周辺で車両の待機・駐車は絶対しないこと
- ・ 処分場敷地入口では、産業廃棄物搬入確認書を係員に提示すること
- ・ 場内の交通ルール(制限速度、一時停止、搬入経路)を厳守すること。特に、ゲート付近の通行は危険なため、一時停止及び徐行運転すること
- ・ 処分場内で故意又は過失により処分場施設や第三者に損害を与えた場合、原因者の責任で賠償すること
- ・ その他処分場内では、係員の指示に従うこと

④ マニフェストに関して

- ・ 事前に提出した産業廃棄物搬入届出書附属書の記載どおりに提出等を行うこと
- ・ 電子マニフェストを使用する場合は、必ず搬入前に登録をしておくこと
- ・ マニフェストに不備等があった場合、必ず運搬者から排出者に連絡すること

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）等使用時の注意事項等】

① 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)

南本牧最終処分場へのマニフェストの提出は任意です。ただし、完了検査等で必要な場合は持参してください。その場合、運搬者は搬入終了時に必要事項が記載されたものを受け取り、排出者に写しを送付してください。

② 電子マニフェスト

紙マニフェストと同様に、任意で使用する事が可能です。ただし、廃棄物を搬入する際に登録が済んでいる必要があります。登録がされていない場合、速やかに運搬者から排出者に連絡をし、その場で登録をしてもらいます。排出者に連絡が取れず、登録ができない場合、廃棄物を搬入することができません。

<よくある質問>

Q.処分事業場は何を記入するのか

A.名称:南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

住所:〒231-0816

横浜市中区南本牧3番1、4番1地先

電話:045(625)9647

Q.処分受託者は何を記入するのか

A.名称:横浜市

住所:〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

電話:045(671)2121

Q.電子マニフェストについて教えてほしい

A.以下のホームページにて詳しく説明されていますので、御参照ください。

JWNET <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

Q.南本牧最終処分場の電子マニフェストの ID を教えてほしい

ID:3019514 公開確認番号:235993

Q.電子マニフェストの登録は後日ではダメなのか

A.南本牧最終処分場での廃棄物処理の円滑化のため、当日搬入時までの登録をお願いしています。御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いします。

(2) 搬入廃棄物の受入不可措置

搬入物検査等で不正行為等が確認された場合、運搬者は搬入廃棄物を積載したまま持ち帰っていただきます。また、処分場へのダンピング(廃棄物投入)の後に不正行為等が確認された場合であっても、廃棄物が回収可能であれば、当該物を運搬車両へ積載し直し、持ち帰っていただきます。

【受入不可事例】

- ・ 木くず等の受入不可物が混入している
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合である(P.3 参照)
- ・ 異なる分類の廃棄物が混載されている
- ・ 搬入廃棄物や運搬車両が届出内容と異なる
- ・ 搬入時に必要な書類に不備がある(P.12 参照)
- ・ 分析承認が必要な廃棄物の承認期限が過ぎている(P.19 参照)
- ・ その他受入が不適当と判断されるもの

例年受入不可事例が
しばしば見受けられま
す。搬入の際はP.3の受
入基準をよく確認の上お
越してください。

(3) 受入停止措置

以下のような場合は、搬入事業者に対し受入停止等の措置を執る場合があります。

- ・ 継続した不正搬入(またはそのおそれ)
- ・ 再発のおそれがある不正搬入
- ・ 悪質性を有するおそれのあるもの

また、受入停止措置は以下のように段階的なものとなっています。

1. 本市指導に対し、誠実な対応がなされなかった場合
→誠実な対応がなされたと判断されるまで、受入一時停止とします
2. 本市指導の結果、過失によるものと確認された場合
→対策が講じられたと判断されるまで、受入一時停止とします
3. 本市指導の結果、故意によるものと確認された場合
→不正搬入が確認された日から1年間、受入停止とします
4. 故意の不正搬入が再発した場合
→無期限受入停止とします
5. 本市指導の結果、廃棄物処理法上の違法行為が確認された場合
→受入停止措置とは別に法の規定による行政処分を課します

※ 受入一時停止及び受入停止となる場合は、文書による通知を行う。
また、受入停止の通知を受けた場合は、残りの搬入確認書を返却すること。

5 石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの。(吹きつけアスベストなどは特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へは搬入不可。)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

令和3年3月30日に改訂されたもので、石綿含有産業廃棄物の撤去、解体現場での保管、収集運搬の留意事項及び中間処理等の方法が示されています。この指針に沿って各作業を実施してください。

★標記マニュアルは次の URL の HP を参照のこと★

[<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>]

⚠ 当処分場の受入基準を満たすために石綿含有廃棄物を破碎した場合は搬入をお断りします。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第3条第1号ホ及び第6条第1項第1号ロに規定されている通り、破碎することなく収集、運搬してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第3条第1号ホ、第6条第1項第1号ロより
「石綿が含まれている廃棄物であって環境省令で定めるもの(以下「石綿含有廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。」

(2) 搬入届出手続について

P.5 の「2 利用するための事務手続」を参照し、搬入物に応じて適切な搬入届出書を使用してください。

石綿を含まないことの証明が必要なケース

スレート瓦やサイディングなど、その形状から石綿含有産業廃棄物に該当するおそれがあるもの(巻末資料「受入品目の具体例」参照)であって、石綿を含有していないものの搬入を届け出る場合、以下のいずれかの書類を添付してください。石綿を含んでいないことが証明できないものは、含有するものとして届出してください。

石綿を含有していないものを証明する書類

- ・アスベスト含有試験の結果報告書
- ・平成 18 年9月1日以後に建設工事に着手したことが明らかな書面等

(3) 運搬・搬入方法

- 1) 他種類の廃棄物との混載禁止かつ4t車以下の車両を使用してください。
- 2) 荷姿は原則袋で一重梱包(後述の石綿含有仕上塗材を含むがれき類を除く)とし、次の事項を遵守してください。

- ・ 石綿含有産業廃棄物を湿潤させた上で、十分な強度がある袋に詰めること。
- ・ **90リットル以下のプラスチック素材のもの**を使用すること。
- ・ 通気性のあるもの(例:土のう袋)を使用する場合は、袋ごと湿潤させた状態とすること。
- ・ 通気性のないもの(例:ビニール袋)を使用する場合は、水中に投げられて浮遊することがないように措置を講ずること。
- ・ 袋の口を結ぶかテープで止めるなどして閉じること。
- ・ 廃石綿用の黄色い袋は使用しないこと。

- 3) 以下の枠内の廃棄物に関しては上記 2)に加えて下記の内容を遵守してください。

【石綿含有仕上塗材を含むがれき類に関して】

- ・ 通気性の無い透明なプラスチック製の袋で**二重梱包**すること。その際、空気が過剰に入らないよう注意すること。
- ・ できる限り、破断面を薬剤等で安定化する等の処置をすること。

【ケイ酸カルシウム板(一種)に関して】

- ・ 他の石綿含有廃棄物に比べて飛散性が疑われるため、袋を開けなくても中身が確認できるように通気性の無い透明なプラスチック袋で**一重梱包**すること。

- 4) 上記 1)～3)に加え、P.13 の【搬入時の注意事項】をよく確認してください

(4) 搬入物検査及び違反時の措置

- 1) 搬入物検査実施時に、袋詰めしたものを2段以上で積載していた場合、下部の袋詰め状況の検査も受けるものとする。この際、上部に置かれた袋詰め物の移動作業は運搬者(運転手)が行うものとする。
- 2) 届出内容に反し、石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの(スレート瓦やサイディングなど)の搬入が確認された場合(一部混入している場合も含む)、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、アスベスト含有のおそれが解消されるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。
- 3) (3)の事項について違反が確認された場合、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、違反再発防止策が講じられたと本市が認めるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。

6 管理型産業廃棄物の事前承認手続

(「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく制度)

管理型産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじんに限る)を横浜市内の最終処分場で埋立処分する場合、埋立基準を満たしていることを確認するため、事前承認手続が必要です。

1年に1回以上の頻度で行う承認申請(新規、継続)と、3か月に1回以上の頻度で行う中間報告があります。中間報告は中間処理業者が廃棄物を搬入する場合に必要です。

(1) 事前承認の手続

産業廃棄物搬入届出書を提出する前に、次の手順で事前承認手続を行ってください。

Step1 廃棄物試料の採取

搬入予定の産業廃棄物から本市提出用試料(約 300g)と分析用試料を採取します。

承認期限は試料採取月から1年後の同月末までとなりますので、必ず採取日を記録してください。

(中間報告の場合、本市提出用試料は不要)

Step2 試料の分析

試料の分析は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者機関に依頼します。分析方法、分析項目、判定基準はP.20～を参照してください。分析項目は排出事業者によって異なりますので、必要な項目をご確認の上、分析を依頼してください。基準の超過がある場合は、受入れできません。

Step3 報告書の作成

ホームページから最新の届出様式をダウンロードし、必要事項を記入します。記入例は巻末資料P.16を参照してください。

表面は当該廃棄物の排出事業者が、裏面は分析機関が記入してください。

南本牧届出書

検索

Step4 提出物の準備

Step5 書類の提出

} P.19～をご確認ください。

Step6 副本返却

必要書類を提出後、1～2週間程で埋立承認となります。分析調査報告書の副本(承認印押印済)をメール、返信用封筒、来庁いずれかで受け取ってください。

Step4 提出物の準備

以下の提出物をご準備ください。なお、提出方法は①電子申請システム(推奨)と②窓口があります。

	①電子申請システム(推奨)	②窓口
産業廃棄物分析調査報告書	1部	1部 (紙で副本返却希望の場合は2部)
分析試料	約 300g	約 300g
返信用封筒 (返信先記入済、切手貼付済のもの)	※メール返却のため不要	1部 (返却時郵送希望の場合)

Step5 提出

■ 電子申請システムによる提出の場合

1. 報告書の提出

電子申請・届出システム(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ea7a9655-b04a-4075-97dc-c33a2b159cc0/start>)にアクセスし、注意事項を確認の上、STEP3 で用意した報告書を提出してください。

※ 初めて本システムを利用する場合、新規登録が必要になります。

2. 分析試料の提出

(1) 郵送時の注意事項

分析試料には、電子申請完了後に表示される 8 桁の申込番号を記載し、以下の飛散流出防止対策を必ず講じて郵送してください。

- ・ビニール袋に詰める場合は、強度の高い袋を選定し、二重梱包すること。
- ・割れる恐れのある容器(ガラス瓶等)を使用する場合は、周りに緩衝材を巻いて梱包すること。
- ・蓋つきの容器の場合は、キャップシール等で密閉すること。
- ・その他、郵便法に抵触しないように注意すること。



電子申請完了後に表示される画面

(2) 郵送先

分析試料の宛先は以下の通りにしてください。

【郵送先】

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23F

資源循環局 事業系廃棄物対策課 最終処分場担当

【品名(内容品)】

分析試料

 **本市に分析試料が到着次第、報告書の審査を開始しますので余裕をもって郵送してください。**

■ 窓口(紙)による提出の場合

STEP4 で用意した提出物を横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課に持参してください。

(住所) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 23 階

(TEL) 045(671)2547

(受付時間) 8時45分~12時、13時~17時00分

(2) 分析方法

試験	種類	方法
一般性状試験	固型分	昭和48年環境庁告示第13号 第1の1 備考に準じる
	水分	昭和48年環境庁告示第13号 第3 備考に準じる
	pH	試料 10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12(ガラス電極法)に定める方法による
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	試料の適量 をソックスレー抽出器に入れ <i>n</i> -ヘキサンを用いて抽出した抽出液を検液とし、昭和49年環境庁告示第64号付表4に定める方法による。
	熱しゃく減量	昭和52年環整第95号 IIによる
	不溶成分	①試料a(g)を有姿のまま検液とし、孔径1μm のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態ではろ過できないものは、試料 10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する ②メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量e(g)を正確に求める(不溶成分の重量) ③「不溶成分(%)=e/a×100」の式により、算出する
溶出試験	-	昭和48年環境庁告示第13号による
含有量試験	水銀又はその化合物	「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行うこと
	ダイオキシン類	昭和48年環境庁告示第13号による
	その他の項目	底質調査方法等を参考に前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同様とする

(3) 分析項目

《埋立処分に係る分析項目》

有害物質等	排出者	排出事業者 (中間処理者を除く)		中間処理業者		
		初 回	継 続	初 回	継 続	中間報告
アルキル水銀	◎	省略可	●	◎	○	—
総水銀	◎	○	◎※1	◎	◎※1	○
カドミウム	◎	○	○	◎	○	○
鉛	◎	○	○	◎	○	○
有機燐	◎	省略可	●	◎	○	—
六価クロム	◎	○	○	◎	○	○
砒素	◎	○	○	◎	○	○
シアン	◎	○	○	◎	○	○
P C B	◎	省略可	●	◎	○	—
トリクロロエチレン	○	○	●※2	○	○	●※2
テトラクロロエチレン	○	○	●※2	○	○	●※2
ジクロロメタン	●	●	●	○	●	—
四塩化炭素	●	●	●	○	●	—
1,2-ジクロロエタン	●	●	●	○	●	—
1,1-ジクロロエチレン	●	●	●	○	●	—
1,1,2-ジクロロエタン	●	●	●	○	●	—
1,1,1-トリクロロエタン	●	●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン	●	●	●	○	●	—
1,3-ジクロロプロパン	●	●	●	○	●	—
チウラム	●	●	●	○	●	—
シマジン	●	●	●	○	●	—
チオベンカルブ	●	●	●	○	●	—
ベンゼン	●	●	●	○	●	—
セレン	●	●	●	◎	●	—
1,4-ジオキサン	●	●	●	○	●	—
ダイオキシン類	◇	◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験	必ず行う(コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。)					

◎:含有量試験及び溶出試験を行う。

○:溶出試験を行う。

●:「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇:当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1:発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2:当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

(4) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

	項 目	基準値(溶出試験)
有 害 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	15 mg/kg以下(含有量試験)
		0.005 mg/l以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/l以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/l以下
	有機燐化合物	0.2 mg/l以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg/l以下
	シアン化合物	1 mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
	四塩化炭素	0.02 mg/l以下
	1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	1 mg/l以下
	シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg/l以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
	1, 3 - ジクロロプロパン	0.02 mg/l以下
	チウラム	0.06 mg/l以下
	シマジン	0.03 mg/l以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
	ベンゼン	0.1 mg/l以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/l以下
	1, 4 - ジオキサン	0.5 mg/l以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下(含有量試験)
性 状 一 般	水分	※ 85 %以下
	含油量(ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類))	※ 5 %以下 (50000mg/kg)

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不適当とすることがあります。